

高齢者・障害者虐待防止連絡会実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する高齢者・障害者虐待防止連絡会(以下「連絡会」という。)に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第16条及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第35条の規定に基づき、高齢者及び障害者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援を図るため、連絡会を設置する。

(所掌事項)

第3条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者及び障害者の虐待の防止、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行い、相互理解を深め連携協力体制を整備すること。
- (2) 関係機関が行う事業などを効果的に連携し、それぞれの役割を明確にする中で、高齢者及び障害者の安全を図ること。
- (3) 高齢者の養護者及び障害者の養護者に対する支援等に関する協議を行うこと。
- (4) 啓発活動に関すること。
- (5) その他、虐待防止に関すること。

(構 成)

第4条 連絡会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域包括支援センター各区代表者
- (2) 浜松市障害者相談支援事業所連絡会各区代表者
- (3) 居宅介護支援事業者代表者
- (4) 浜松市相談支援専門員連絡会代表者
- (5) 介護サービス事業者代表者
- (6) 社会福祉施設協議会代表者
- (7) 民生委員児童委員協議会代表者
- (8) 社会福祉協議会担当者
- (9) 行政関係者(各区役所長寿保険課及び社会福祉課、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、子育て支援課等)
- (10) 警察担当者
- (11) 労働基準監督署担当者
- (12) 弁護士
- (13) 学識経験者
- (14) 医師

(1 5) その他 必要と認める者

(会議の開催及び庶務)

第 5 条 連絡会は、必要に応じて開催し、庶務は、浜松市役所高齢者福祉課及び障害保健福祉課が行う。

2 連絡会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 連絡会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。